



健康社会学研究会

# ニューズレター No. 66

発行：健康社会学研究会

事務局：〒170-8445 東京都豊島区東池袋 2-51-4 帝京平成大学 現代ライフ学部 人間文化学科（担当 森川洋）

TEL 03-5843-4841 FAX 03-5843-3297 E-mail : h.morikawa@thu.ac.jp

ニューズレター NO. 65/2012年6月 編集担当：鈴木茜

## 8月 月例会のご案内

日時：平成24年8月25日（土）15:00-17:00（受付14:30-）

場所：日本子ども家庭総合研究所 会議室

参加費：会員/無料 非会員/1,000円

### ● テーマ・報告者

「(仮) 障害児者における運動および、スポーツ活動からヘルスプロモーションを考える」

東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科 准教授 金子元彦

#### 【要旨】

障害児者における運動やスポーツを実践するためには、多様な人々の関わりが不可欠である。実践事例から推察される現状や課題ならびに、関わる人々の多様な学びから、障害児者の運動やスポーツ活動を豊かにしていくための環境づくりについて考察する。

### ● テーマ・報告者

「コミュニティ・エンパワメントにおける保健師の役割に関する基礎的研究」

-子育て中の母親たちの手でコミュニティにおける自身の「居場所」をうみだすということ-

東北福祉大学健康科学部保健看護学科 講師

社会貢献センター次世代育成支援室 保健師 下山田鮎美

#### 【要旨】

これまでS市内において、子育て中の母親たちの手でコミュニティにおける自身の「居場所」をうみだすための活動が展開されてきた。私は現在、このような活動の過程に参画した母親の体験に焦点をあて、このような体験の各々にとっての意味を明らかにしたいと考え、研究に取り組んでいる。

今回は、分析を通じて見えてきたこと、分析を行っていて感じたことを中心に報告する予定である。

### ● テーマ・報告者

「健口体操を活用した住民との協働による歯科保健活動の取り組み」

千葉県市原市 歯科衛生士 高澤みどり

#### 【要旨】

市健康増進計画に基づく住民との協働を目指した健康教室から、歯科保健分野の自主的なボランティアグループが結成された。健口体操が住民を惹きつけ自主活動を促す効果が示された。歯科保健推進における効果的な人的資源活用の現状と課題も含めて報告する。

# 6 月月例会報告

日時：平成 24 年 6 月 30 日（土）15:00-17:00（受付 14:30-）

場所：日本子ども家庭総合研究所 会議室

テーマ：東日本大震災と子どもの安全・安心

～宮城県の学校及び保育所を中心として～

報告者：伊藤 常久 氏（東北生活文化大学短期大学部 生活文化学科）

## 東日本大震災と子どもの安全・安心 ～宮城県の学校及び保育所を中心として～

報告者  
東北生活文化大学短期大学部  
伊藤常久

## 自然災害に対する対応の矛盾

### 自然災害とリスク関連行動(元吉ら)

- リスクを避けようとする意志があっても、実際にはリスクを回避するための行動が取られないという矛盾した意志決定が行われる場合がある。



### リスク回避意志と行動の不一致の要因(大友ら)

- 大規模災害の発生が低頻度であることから、防災対策をすることによる減災効果 (benefit) の認識よりもコストの認識が顕在化しやすい。

## 巨大地震の発生

- 2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災を引き起こした。
- 福島・宮城・岩手の3県をはじめ、ライフラインが広範囲にわたって一斉に機能不全となった。
- この大震災により、東日本沿岸部においては津波による大きな被害を受けた。

## 目的

- I. 東日本大震災の被災地域(宮城県)にある学校の建築物の自然災害に対する事前の備え、対策等は十分であったのか。
- II. 学校・保育現場では、集団としてのリスク回避行動が教職員によってどのように展開されたのか(地震発生直後に着目し、地震・津波からの避難行動、及びその後の対応はどのような状況下で意志決定がなされ、行われたのか)。



学校や保育所は子どもを守ることができたのか？

## 自然災害と防災行動

- 自然災害に関する調査では、災害に対する危機感や防災対策の必要性が十分に備わっていても、必ずしも防災行動に結びつかないことが報告されている。



## 方法

- I. 学校の建築物の安全対策  
耐震化率をはじめ、文科省や県内の教育委員会等の公表データを参照
- II. 地震・津波からの避難行動・対応と意志決定  
現場教職員へのヒヤリング調査及び教育委員会、校長会、保育協議会等がまとめた震災時の対応に関する記録集を参照

## 結果と考察

### I. 学校の建築物(校舎)での被害

- 校舎自体の倒壊等で使用不可となった学校
    - 県内では皆無(但し、現在も使用不可の学校は多数)
  - ①学校近隣の丘陵地が地滑りを起こし、学校に危険性が迫ったことで使用不可となっている学校
  - ②津波によって壊滅的な被害を受けた学校
- 地震によって校舎が倒壊しなかった要因
- 学校の耐震化が全国の平均に比べて、宮城県の耐震化率は非常に高い。

### 校舎が使用不可となった 仙台市内の小中学校

- 耐震対策を講じていたことで、巨大で比較的長い地震にも関わらず建物の倒壊は皆無であった。
- 校舎の亀裂やクラック等の被害が甚大な場合、あるいは地盤沈下、基礎や梁への深刻なダメージによっても校舎は使用不可能となりうる。
- 自校の被害だけでなく、周辺地域の環境や被災状況が学校へ影響を与えることを確認した。

### ①学校を取り巻く環境と被災状況

#### 学校周辺の安全について

- 近隣地域で発生した地滑りによる学校への影響を考慮し、校舎を使用不可と判断(1校)
  - 自校舎の被災とは異なる要因も関連する(学校・地域の耐震対策と安全な環境づくり)



左半に校舎があり、道路の右側に位置する知恵のある山手と道路沿いに起っている長家が斜めに崩れている(1校) 校舎の東側に生じた地すべり 学校の中心部津波に襲った民家とその周辺部分の崩壊 学校近隣の用地に広がる山手はかなりの幅が認められる。

### 校舎の耐震改修状況

- (公立)小中学校の耐震改修状況(耐震化率)
- 全国平均:73.3% 宮城県の耐震化率:93.5% (神奈川:96.1%、静岡:94.3%に次いで高い)
- 山口県、広島県や茨城県では6割未満
  - 自治体毎に大きな開き

#### 【今回の地震】

耐震化率の低い茨城県でも大きな揺れを記録しており、大きな揺れにも関わらず学校の校舎等が倒壊しなかったのは幸いであったと考えられる。



### 学校の建築物(校舎)への被害概要

- 仙台市内の学校(小学校127校、中学校64校)のうち、9.9%の校舎は使用不可と判断(3月23日完了の応急危険判定調査より)
- 宮城県教育委員会の発表(9月1日時点)で校舎を当面使用出来ない学校は13校あり、津波の被害で校舎が使用出来ない学校は3校
  - 10校は地震そのものによる影響

表1. 震災直後の学校の使用可能状況について

	小学校	中学校	合計(%)
学校数*	127	64	191(100.0)
使用不可	12	7	19( 9.9)
一部使用不可	60	11	71( 37.1)

\*小学校には分校2校、中学校には中高一貫校1校を含む 「応急危険判定調査」

### 特別教室における耐震対策※

- 備品の転倒防止に関するもの
  - L字金具による書棚等の固定
  - 連結金具による上下分割型の棚やロッカーの固定
  - L字金具による冷蔵庫やTVの固定
- 収納物の飛び出し防止に関するもの
  - 棚やロッカーの開き扉への留め金具の取り付け
  - 棧や突っ張り棒の取り付け
- ガラスの飛散防止に関するもの
  - ガラス面のある扉への飛散防止フィルムの貼り付け
  - 照明器具への振れ・落下防止用の補助材の設置
  - 教室窓への飛散防止フィルムの貼り付け

※国立教育政策研究所文庫施設研究センター『学校施設における非構造部材の対策事例集』より

### 校舎使用不可となっている学校の特徴について

(宮城県教育委員会:平成23年9月1日時点)

ID	現校舎の落成年	階数	校舎の被害状況	校舎の向き	耐震工事(時期)	土地の状況	今後の対応
A	S46.3~S47.3	4F	壁亀裂、天井落下 数ヶ所等	北東-南西 北西-南東	H10	住宅地域に建設	校庭に仮設校舎
B	S46.7~S51.3	3F	梁、壁のモルタルクラック 剥落多数等	ほぼ東西	H13	切り土・盛り土半々	校庭に仮設校舎
C	S50.3	4F	建物全般クラック多数等	東北東-西南西	H15	切り土・盛り土半々	校庭に仮設校舎
D	S56.3~S57.3	4F	西校舎全体20cm沈下	東南東-西北西	H16	旧水田地帯	校庭に仮設校舎
E	S46.2~S54.8	4F	北西地盤沈下・建物傾斜、 柱・梁・壁にクラック等	ほぼ東西	H15	盛り土	校庭に仮設校舎
F	S47.3~S61.3	3F	学校近隣地滑りのため	ほぼ東西	H10	盛り土	校庭に仮設校舎
G	S42.45~S59.3	4F	校舎内各所にせん断クラック等	南東-北西	H16	不明	校庭に仮設校舎
H	S59.3	4F	ひび割れ多数・屋根 窓枠剥離	東北東-西南西	耐震補強外	盛り土	校庭に仮設校舎
I	S48.3~S54.3	4F	梁破損・ひび割れ多数	ほぼ東西	H9	住宅地域に建設	校庭に仮設校舎
J	S61.3	4F	鉄筋露出・階段破損	北北東-南南西	耐震補強外	住宅地域に建設	校庭に仮設校舎

### 宮城県内陸部での被害と耐震対策

#### 小中学校の建物の特徴と被災状況について

D	現校舎の落成年	階数	校舎の向き	校地の状況	校舎の被災状況	耐震工事(時期)
1	S45.3	3F	ほぼ東-西 ほぼ北-南	切り土	壁の一部亀裂	H18
2	S60.1	2F	東南東-西北西	不明	校舎内外の壁に亀裂	なし
3	S61.11	2F	東-西	盛り土	1-2階・1、図書室の天井破損、校舎壁面にひび多数	なし
4	H6.4	2F	ほぼ北東-南西	切り土	犬走り廊下に亀裂数ヶ所	なし
5	H2.7	2F	ほぼ東-西	盛り土	校舎内・廊下のひび割れ、2階履扉設備のひび割れ、校舎外:校庭南側斜面崩れ、アームサイトのひび割れ、暖房設備破損	なし
6	H7.3	2F	東南東-西北西 東北東-西南西	盛り土	校舎の外壁・内壁に亀裂が数ヶ所、プールサイドのタイルに段差	なし
7	H2.4	2F	東南東-西北西	盛り土	校舎外壁に亀裂、校舎つなぎ目がやや破損	なし
8	H7.5	1F	東北東-西南西	半々	外壁等に亀裂	なし
9	S50.12	4F	東-西	切り土	3-4階教室・廊下の壁亀裂で使用不可(1-2階で授業実施)	H15
10	H3.7	2F	ほぼ東-西 ほぼ北-南	半々	何ヶ所かに亀裂	なし

注)昭和66年の建築基準法施工令改正以前に建築された2校を除き、いずれの学校も耐震対策の補強対象外

### 家庭科室の耐震対策と被災状況について

D	階数	棚のL字金具	分割棚の連結金具	冷蔵庫・TVのL字金具	開き扉の留め金具	突っ張り棒・杖	扉の飛散防止フィルム	照明器具の振れ留め補助材	窓の飛散防止フィルム
1	1	—	x	x	x	x	x	x	x
被害なし									
2	2	◎	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
3	1	—	◎	—	x	x	x	x	x
該当なし									
4	2	◎	◎	◎	x	x	x	x	x
被害なし									
5	1	—	—	—	x	x	x	理め込み式	x
被害なし									
6	1※	◎	◎	◎	x	x	x	x	x
被害なし									
7	1	—	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
8	1※	x	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
9	1	—	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
10	1	x	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									

※…理科室と家庭科室が同教室 ※…冷蔵庫・TVのL字金具が落下  
◎…全部取り付け ○…一部取り付け ×…特に取り付けせず —…該当する商品なし(備え付け等) 黄色:耐震対策あり

## 津波被害により使用不可となった校舎

### 現在の荒浜小学校

### 図書室の耐震対策と被災状況について

D	階数	棚のL字金具	分割棚の連結金具	冷蔵庫・TVのL字金具	開き扉の留め金具	突っ張り棒・杖	扉の飛散防止フィルム	照明器具の振れ留め補助材	窓の飛散防止フィルム
1	2	◎	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
2	2	◎	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
3	1*	x	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
4	2	◎	◎	◎	x	x	x	x	x
被害なし									
5	1*	—	—	—	x	x	x	理め込み式	x
被害なし									
6	1※	◎	◎	◎	x	x	x	x	x
被害なし									
7	2	x	x	x	x	x	x	x	x
被害なし									
8	1	—	—	—	x	x	x	x	x
被害なし									
9	3	x	x	x	x	x	x	x	x
被害なし									
10	1	x	x	x	x	x	x	x	x
被害なし									

\*…オープンスペース ※…図書室はなく、ホールに書籍  
◎…全部取り付け ○…一部取り付け ×…特に取り付けせず —…該当する商品なし(備え付け等) 黄色:耐震対策あり

## 保育所における津波の被災

- 亘理町立吉田保育所

## 非構造部材の耐震対策と被害との関連

- 震災前の特別教室の耐震対策は、ほぼ全校で実施されているものもあれば、教室によっては十分な対策が講じられていたとはいえないものもあり、窓ガラスや照明器具等に対する耐震対策は接地的に行われていない傾向にあった。
- 耐震対策の有無と被災状況との関連はあまり見られなかったものの、防災やコミュニティの拠点として、小中学校の機能の充実・強化がこれまで以上に求められていることから、児童・生徒や教職員だけでなく地域住民の安全確保のためにも、特別教室の耐震対策を進めるのが重要であると考えられる。

## 沿岸地域の住民と学校立地の課題

- 海拔5m以下、沿岸4km以内(沿岸低地区)に住む人の数は、東北地方よりも東海地方(静岡・愛知・三重)は何倍も多い。
- 岩手県は沿岸部人口は3万人弱だが、その26.6%が犠牲になった。同じく宮城県は、28万人ほどの沿岸部住人の5.2%、福島県では、約8万人の沿岸部人口のうち2.4%が津波等によって尊い生命が奪われている。

## ②津波被害により使用不可となった校舎

- 仙台市立荒浜小学校(若林区)

## Ⅱ. 地震発生直後の避難行動 災害(津波)情報の収集

- ヒヤリング調査を実施した宮城県内の沿岸の市町: 多くのところで防災無線が使用されていた(地域によって異なっているが、地震発生直後の14時50分頃からサイレン等で警告があった)
- その後、15時過ぎより大津波警報等に関する情報が流れ始めたが、学校によっては、教職員に防災無線による警報を認識していないところもあり、学校に避難してきた住民からもそのような警報に関する情報を知らされなかったといった証言も得られた。
- 防災無線のスピーカーの調子が悪かったなどの問題もあり、実際に情報をキャッチしたのは、地震から30分以降も後になってから、といった学校もあった。



## 確実な情報収集とは

- ・ 防災無線等が無い地域  
→ラジオによる情報収集が有効
- ・ 通勤用の自家用車に備え付けのラジオやワンセグテレビ等から情報を入手し、避難行動に結びつけた事例
- ・ 地震によって停電が発生したことや大きな揺れによって職員室等の物が散乱し、学校備え付けのテレビやラジオが使用不可となったことによると考えられる。
- ・ ワンセグテレビによる情報収集では、表示された地図上に大津波警報を示す赤線の点滅によって、重大な危険性があることを認識した教員もいた。

23

## 過去の経験と避難行動②

- ・ 2011年3月9日、三陸沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度5弱(宮城県栗原市など)の地震が発生
- ・ 緊急地震速報が流れなかったが、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県に津波注意報が発令(津波も観測されたが最高でも60cm)
- ・ 東北地方太平洋沖地震の前に発生していた比較的大きな地震による被害レベルが予想より甚大でなかった  
→津波から避難する減災効果といったベネフィットの認識をさせるよりも、避難することにより発生する手間やコストがかかってしまうという認識をより顕著にさせた?

27

## 初動での的確な情報収集

- ・ 地震発生から津波の到達、学校浸水までの時間・・・学校の所在地にもよるが、40分から1時間10分程度の幅(海岸一学校)  
→極めて短時間で津波が押し寄せたのではなく、一定時間の余裕があった
- ・ 教職員がそれぞれの立場で、どのような対応をしたのかによっても、被害の程度に違いが生まれた可能性
- ・ 多くの学校:建物の外への一次避難  
→地震による被害や子どもの安全等を含めた状況把握  
→学校外の状況に関する情報収集をした教職員は僅か(一部の教職員には、咄嗟に自分の車に行き、ラジオ等にて情報を収集し、機転を利かせた学校では、子どもたちを校庭や体育館に避難させず、近隣の高台(裏山)や校舎の階上への避難活動などが行われていることが確認された)

24

## 人々の稀な事象に対するリスクの評価(多々納)

- ・ より稀にしか生じない事象に対しては、そのリスクが高めに見積もられ、そうではない場合には低めに見積もられる傾向がある。



- ・ 稀に発生する(と思われていた)津波が、東北地方太平洋沖地震によりもたらされた地震の前に発生したいくつか地震と津波により、想定するリスクを小さく判定してしまった可能性が考えられる。

28

## 過去の経験・情報と避難行動との関連

- ・ 宮城県内沿岸部・・・過去にも多くの津波が襲来
- ・ これまでの津波の被害から巨大な防潮堤が築く等の対策  
→防潮堤がしっかりしているから大丈夫、海からやや離れた地域では、運河として利用されていた堀があり、それを越えてくることはないだろう、内陸になれば、津波は海の話であり、川沿いには来ないだろうといった様々な憶測もあった。
- ・ 行政や研究者が一体となって、地域のハザード・マップ等が作成されていた他、予想される津波到達域の情報も避難行動を規定していたと推察される。

過去の経験(・情報)がリスク回避(避難)行動に  
影響を及ぼした可能性

## 保育所での震災時の避難行動

- ・ 保育所では月に一度、避難訓練をすることが義務付けられており、各所で徹底されている。
- ・ 沿岸部の保育所でも津波を想定した訓練(高台避難)を実施しているところとそうでないところがあるとされる。



	被災施設数		保育園児の死者数 (行方不明者数)		保育所
	全壊	半壊	保育中	保育外	

29

## 過去の経験と避難行動①

- ・ 1960年に発生したチリ地震:宮城県沿岸にも甚大な被害
- ・ 高さ10mの防潮堤を築いていた岩手県田老町では被害が皆無(この教訓から各地で防潮堤・防波堤の建設が行われた)
- ・ 2010年2月27日に発生したチリ地震と翌日の大津波警報(3mを予想)の発令  
→最初の発表から、1日以上にわたる警報と注意報(襲来した津波の規模はそれほど大きくなかった)
- ・ 気象庁の会見(3月1日)  
「警報は津波から人の命を守るのが最大の目的」とした上で、「結果的に予測が少し過大だった。いろいろな角度から分析し、精度を高めたい」と発表。→このことが津波の危険度に対する認識を低くしてしまったのではないか。

26

## 保育所における津波への対応事例

- ・ 東松島市の保育士・・・「職員も子どもたちも津波にのまれ、近くにあった台に必死につかまった。子どもと一緒にギャラリーに流れ着き、助かった」  
(指定避難所であった小学校体育館での体験)
- ・ 同市では避難所が海側だったため、避難せず保育所で津波に襲われた事例あり・・・「押し入れの上段にいた子どもたちの胸まで水が上がり、天袋の荷物を捨てて子どもたちを上げた」職員はピアノに上がり救助を待った」

30

## 保育所における津波への対応事例

- 石巻市の保育士・・・消防署員の誘導で、子どもたちと走って近くの小学校体育館に逃げた。「入った途端に水が来て、ギャラリーに子どもたちを上げた」
- 同市の別の保育士・・・「子どもを連れて道のない急な山を登った。倒木、落石、雪で極寒の中、3時間近く歩いた。施設で新聞を服の中に詰めて夜を明かし、翌日、次の避難所に移動し食料を分けてもらった」
- 石巻市門脇保育所・・・大津波や土砂崩れを警戒し、指定避難場所ではなく、高台に逃げて子どもの命を守った。

31

## 学校は概ね子どもを守った

	総人口	幼・児・生	割合	被災割合
岩手県	1,330,530	163,504	12.3%	1.53%
全体被災	6,718 (0.50%)	子ども被災 102 (0.06%)		
宮城県	2,347,975	292,141	12.4%	3.65%
	13,908 (0.50%)	430 (0.15%)		
福島県	2,028,752	272,932	13.5%	4.59%
	1,902 (0.09)	85 (0.03%)		
合計	5,707,257	728,577	12.8%	3.04%
	22,528 (0.39%)	617 (0.08%)		

- 保護者に引き渡されてからの被災は明確なだけでも115人いるとされている(毎日新聞)

35

## 保育所における避難行動

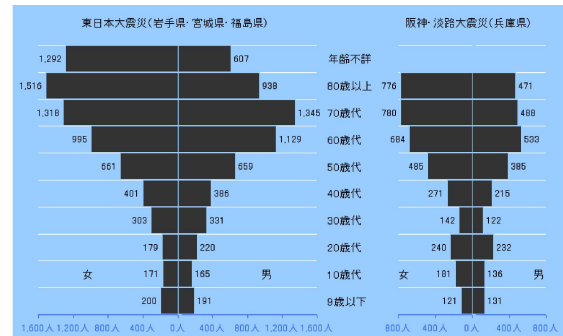
- 石巻市の新任保育士・・・災害情報が得られない中、携帯電話で市職員へ連絡を取り、津波が来ることを把握、園長・主任を必死に説得して避難所である近くの小学校に避難(移動後、間もなく園庭が浸水)。

- 現場では生死を分ける場面が多数あった。
- 想定を超える災害の中、自分で避難できない小さな子を預かる保育士は必死で任務を果たした。  
(保育支部会の尾形由美子副部長:仙台市)

32

## 過去の大震災との比較

東日本大震災と阪神・淡路大震災の性・年齢別死者数



(注) 東日本大震災:警察庁資料から内閣府作成。平成23年4月11日現在。重複等を終えている者を掲載(性別不詳 28人は不明な年齢)。阪神・淡路大震災:兵庫県資料(性別不詳人数は不明な年齢)

## 子どもは守られたのか?

東日本の大惨事 3・11

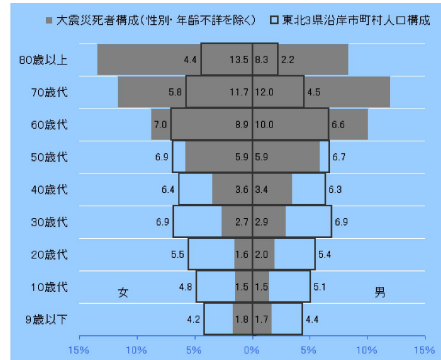
住民全体の死亡・行方不明 (8・18 警察庁調べ)

岩手 4,640 + 2,022 = 6,662人  
 宮城 9,398 + 2,368 = 11,766人 (58.0%)  
 福島 1,603 + 248 = 1,851人  
 合計 15,641 4,638 20,279人 (99.7%)  
 全国 15,707 4,642 20,349人

33

## 震災における人的被害の状況

東日本大震災による犠牲者の性・年齢構成



37

## 子どもは守られたのか?

3県の子ども(幼・小・中・高・特)の人的被災

	死亡			行方不明			合計		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
岩手	78	10	88	13	1	14	91	11	102
宮城	312	63	375	50	5	55	362	68	430
福島	71	5	76	9	0	9	80	5	85
合計	幼	?	72	80	2	?	?	?	?
	小	202	202	32	?	?	234	?	?
	中	64	94	14	?	?	108	?	?
	高	149	6	155	24	?	173	?	?
	特	9	9	0	?	?	9	?	?
計	461	78	539	72	6	78	533	84	617

34

## 大震災と災害弱者

東日本大震災死者構成対人口構成比(倍)

	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
男女計	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.9	1.4	2.3	3.3
男	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.9	1.5	2.6	3.7
女	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.9	1.3	2.0	3.0

- 死者に占める60歳以上の比率..... 64.4%
- 東北3県沿岸市町村人口での60歳以上の比率..... 30.6%
- 60歳代、70歳代、80歳以上の比率..... 加齢に伴って高い
- 地震・津波の被害から逃げたり、脱出したりする困難性

35

# 大震災と災害弱者

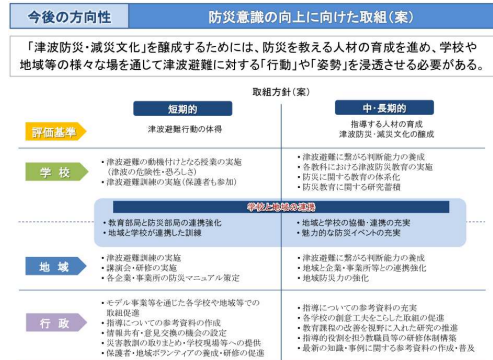
東日本大震災死者構成比対人口構成比(倍)

	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
男女計	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.9	1.4	2.3	3.3
男	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.9	1.5	2.6	3.7
女	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.9	1.3	2.0	3.0

- ・死者に占める60歳以上の比率..... 64.4%
  - ・東北3県沿岸市町村人口での60歳以上の比率..... 30.6%
  - ・60歳代、70歳代、80歳以上の比率.....加齢に伴って高い
- 地震・津波の被害から逃げたり、脱出したりする困難性

2倍以上

# 防災意識向上への取り組み



# 防災意識向上のために

学校教育の事例 東日本大震災を踏まえた防災教育の推進

仙台市では、東日本大震災において明らかになった課題を踏まえ、文部科学省の復興教育支援事業を活用し、平成23年度より「新たな防災教育推進事業」をはじめている。

**新たな防災教育推進事業**

- ◆目的
  - 児童生徒が命の尊厳や多くの人の絆、自助・共助の大原則について学び、生涯にわたって必要な防災力を習得することができるよう、学校における新たな防災教育を推進する。
- ◆東日本大震災において明らかになった課題
  - ・震災が発生した時間帯は学校の管理下内であったため、犠牲者はいなかったが、昼下校時、部活動中、夜間だった場合に児童生徒は自分たちで行動できなかった可能性もある。
  - ・これまでの防災教育では、避難所運営などの実践的な教育をしていたが、避難所になった学校施設では、児童生徒が自動的に避難所運営に就いていたことから、この経験を踏まえ、今後は年齢や学年に応じてできることを教員として(ボランティア活動)が必要である。
- ◆事業内容と実施状況
  - 新たな防災教育指針の策定
    - 震災を踏まえた新たな防災教育の推進に当たり、モデル校による実践研究等も踏まえながら、今後の学校における総合的な防災教育の指針を策定する。
  - 地域の連携を軸とした防災教育の実施
    - 新たな防災教育につながる副読本や指導の手引きを作成し活用を図るほか、地域や関係機関と連携した防災教育を推進する。

※事業では、学校長、保護者代表、市民教育委員会事務局からなる防災教育検討会を設置し、平成23年度は、市内9つの中学校区を踏まえ、小学3校、小学校13校をモデル校とした副読本(暫定版)の活用や避難訓練等の実施を検討している。その成果を踏まえ、平成25年度から27年度にかけて、全校において防災教育の実践や地域特性を踏まえた避難訓練等を実施し、防災教育指針を策定することとしている。

# まとめ

- ①被災地域(宮城県)にある学校の建築物の自然災害に対する事前の対策は十分であったのか。
- ②学校・保育現場では、集団としてのリスク回避行動が教職員によって展開されたのか？

# 防災教育の担い手ー防災主任

学校教育の事例 防災教育の担い手の育成

仙台市教育委員会、宮城県教育委員会が各校に防災主任を設置する方針を決めたことを受け、平成24年3月に「仙台市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、学校における防災教育の充実を図っている。

**仙台市立学校の管理運営に関する規則**

宮城県教育委員会は、各学校に「防災主任」を置く方針を決定し、各市町村教育委員会に対して防災主任の設置を要請するとともに、「新任防災主任研修会」を開催した。

この方針を受け、仙台市教育委員会においても、仙台市立学校全校に「防災主任」を設置することとしている。

**仙台市立学校の管理運営に関する規則(平成24年3月一部改正)**

第二十九条の二 学校に、防災主任を置くものとする。

2 防災主任は、校長の監督を受け、防災教育、防災計画の立案及び学校における地域防災について連絡調整に当たるとともに、必要に応じて職員及び教員を行う。

◆仙台市における防災主任の職務内容

現在、仙台市立学校において「防災主任」は5名いるが、今後は宮城県教育委員会の方針と同様に、仙台市立学校全校に各1名配置する予定である。また、具体的な職務内容は検討中であるが、以下のようことが想定されており、仙台市では、各学校の防災マニュアルにおいて位置づけられる予定である(地震発生時に防災主任だけが対応にあたるというわけではない)。

- ・児童生徒の防災教育や避難訓練の企画・運営(自分自身の命を守る主体性の育成)
- ・教職員向けの校内研修の企画・運営
- ・防災主任の学校の窓口(保護者、町内会、消防等との連携)
- ・災害に備えた緊急時の避難所や学校の防災機能強化と地域防災拠点機能の強化
- ・学校が避難所になった場合の運営サポート など

# 学校や保育所は子どもを守ることができたのか？

- ・保育所及び学校によっては保育中、あるいは学校管理外の時間帯ではあったものの、子どもたちの多くは保育所・学校にいた時間帯であったこともあり、多くの学校教職員の奮闘と迅速かつ適切な対応によって、かなりの子どもたちは人的な被災から守られたといつてよいのではないかと。
- ・何をどう想定するか、子どもだけでなく地域住民の生命と健康、安全を守る重要な場として、特に学校は期待されていることを再認識する必要がある。
- ・「普段からの備え・準備」なしに、想像を超えた危機的状況はなかなか乗り切れない。

昨年3月の東日本大震災において、被災地である宮城県内の小学校や保育所では子どもたちの安全をどのようにして確保したのか、その教訓と課題について日本学校保健学会宮城県ワーキンググループのメンバーと共に発表者がこれまで調査・取材した内容について報告しました。

防災対策をはじめとして、当時の学校・保育現場における危険回避のための意思決定と行動の実態から、小さな子どもたちの命と安全を守るには、的確な判断と対応を導き出すための情報収集や自然災害(地震・津波)に対する事前の備え(耐震化、避難訓練等)の重要性を指摘しました。

(発表者 健康社会学研究会会員 伊藤常久)



## 平成 24 年度総会の報告

去る6月30日（土）に、平成24年度総会を開催しました。平成23年度事業報告、平成23年度決算報告、平成24年度事業計画案、平成24年度予算案の4議案について原案どおり承認されましたので、ご報告いたします。

（健康社会学研究会 代表 松岡正純）

## ホームページの紹介

健康社会学研究会ホームページは新しくなりました。

<http://www.fureai.or.jp/~ribbon/healpro/>



### リニューアル内容

#### 1. ホームページから Facebook へのリンク

リニューアル前はセミナー等の様子を Blog で更新していましたが、今後は Facebook でリアルタイムに更新していく予定です。

研究会の活動を、より多くの方々へ発信していくことを目指します。

#### 2. ニュースレター

バックナンバーが閲覧できるよう、リニューアルしていく予定です。

#### 3. 研究会・セミナー

研究会の過去の活動や今までのセミナー内容等を今後整理し、リニューアルしていく予定です。